

松崎町耐震改修促進計画



令和3年4月

松崎町

目 次

はじめに

1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定	
(1)	想定される東海地震の規模、想定される被害の状況	2
(2)	耐震化の現状と目標設定	3
(3)	町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定	6
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
(1)	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(2)	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	7
(3)	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	8
(4)	地震時の総合的な安全対策	9
(5)	優先的に着手すべき建築物等の設定	10
3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	
(1)	ハザードマップの作成・公表	11
(2)	相談体制の整備・情報の充実	11
(3)	パンフレットの作成とその活用	11
(4)	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	12
(5)	自主防災組織等との連携	12
(6)	ダイレクトメールや戸別訪問（戸別訪問）等の実施	12
4	その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	
(1)	本計画の計画期間	12
(2)	その他	12
	資料編	13

松崎町耐震改修促進計画

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

その後、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成17年11月に改正し、平成18年1月から施行した。

この法改正においては、国土交通大臣が定めた既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）により、国、地方公共団体、所有者等の役割分担、公共建築物の耐震化の促進等が定められ、また、法律の条文において、都道府県は国の方針に基づき建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための計画を定めることが義務付けられ、市町においては努力義務化されている。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされ、平成25年2月に取りまとめられた社会資本整備審議会の第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成25年5月に改正、同年11月に施行された。

この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについて、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

その後も、平成28年4月に熊本地震、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月には北海道胆振東部地震と、全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、東南海・南海地震は、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

本計画は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、松崎町として予想される大地震に対する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に計画を策定し、町民の命を守る安全安心な地域づくりの実現を目指すものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 想定される東海地震の規模、想定される被害の状況

想定される地震の規模及び被害状況は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として平成 25 年に策定された「静岡県第 4 次地震被害想定」の結果とする。

表 1-1-1 想定される地震の規模

区 分	内 容	
レベル 1 の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く（駿河トラフ・南海トラフ沿いではおおむね 100～150 年に 1 回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 （マグニチュード 8.0～8.7 程度）	大正型関東地震 （マグニチュード 8.2 程度）
レベル 2 の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波	
	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード 9.0 程度）	元禄型関東地震 （マグニチュード 8.5 程度） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 （マグニチュード 8.7 程度）

表 1-1-2 想定される被害

① レベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約 400 棟（うち地震動・液状化：約 130 棟） * 冬・夕方、地震予知なしの場合
被害人的	死者数：約 1,300 人（うち津波：約 1,300 人） * 冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

② レベル 2 の地震・津波（南海トラフ巨大地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約 1,700 棟（うち地震動・液状化：約 330 棟） * 東側ケース、冬・夕方、地震予知なしの場合（国想定は基本ケース）
被害人的	死者数：約 2,900 人（うち津波：約 2,900 人） * 陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

③ 相模トラフ沿いで発生する地震 レベル 2 の地震・津波（元禄型関東地震）

被害建物	全壊・焼失棟数：約 30 棟（うち地震動・液状化：約 20 棟） * 冬・夕方の場合
被害人的	死者数：約 - 人（うち津波：約 - 人） * 冬・深夜、早期避難率低の場合

(2) 耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

「平成 27 年国勢調査」及び「平成 19 年度松崎町固定資産税課税台帳」から推計すると町の住宅の耐震化の状況は表 1-2 のとおり、居住世帯のある住宅約 2,830 戸のうち、耐震性がある住宅は 1,801 戸で耐震化率は 63.6%である。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、町民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。また、地震後の避難生活は在宅避難が基本であり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での 3 密対策も必要なことから、避難所への集中を抑制するためにも、引き続き促進する必要がある。静岡県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を 5 年後（令和 7 年度末）に 95%とすることを目標とする。

表 1-2

住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（平成 27 年度国勢調査、平成 19 年度松崎町固定資産税課税台帳からの推計）
（単位：戸）

区分	昭和 56 年 以降の住宅 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (令和元年度末) ⑤/④	耐震化率の目 標 (%) (令和 7 年度末)
		うち 耐震性有③				
木造	1,424	1,202	2,626	1,606	61.2	—
		182				
非木造	125	79	204	195	95.6	—
		70				
合計	1,549	1,281	2,830	1,801	63.6	95
		252				

本町では、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により住宅・建築物の耐震化を促進しており、住宅の耐震化の実績は、表 1-3 のとおりである。

表 1-3 プロジェクト「TOUKAI-0」事業の実績（単位：件）

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
わが家の専門家診断事業（住宅の耐震診断）	344	10	6	6	5	5	376
木造住宅補強計画策定事業（補強計画）	14	1	1	3	0	1	20
木造住宅耐震補強助成事業（耐震改修）	12	0	2	4	0	1	19

イ 特定建築物

特定建築物の実態調査結果によると、表 1-4 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）の耐震化率は 70.8%である。

特定建築物の耐震化の状況は、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 15 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 12 棟で耐震診断実施率は 80.0%である。耐震診断の結果、耐震性無は 11 棟、うち耐震改修実施済みのものは 7 棟、未改修のものは 4 棟である。

東海地震による経済被害額を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、松崎町耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を5年後（令和7年度末）に95%とすることを目標とする。

また、表1-5のとおり、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を100%、民間建築物については88%を目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する。

表1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標（単位：棟）（令和2年3月末現在）

区 分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④	耐震化率 の目標 (令和7年度 末)
		うち 耐震性有 ③				
多数の者が利用する 特定建築物 (法第14条第1号)	9	15	24	17	70.8%	95%
		8				

表 1-5 用途別の多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状と目標 (単位:棟) (令和2年3月末現在)

特定建築物		昭和 56 年 6 月 以 降 の 建築物 ①	昭和 56 年 5 月 以 前 の 建 築 物 ②	建 築 物 数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率* (令 和 元 年 度 末) (%) (④/③)	耐震化率 の 目 標 (令 和 7 年 度 末) (%)	
法	用途							
法 第 14 条 第 1 号	災 害 時 の 拠 点 と な る 建 築 物 県庁、市役所、 町役場、警察 署、消防署、幼 稚園、小・中学 校、高校、病院、 診療所、老人ホ ーム、老人福祉 センター、体育 館等		4	11	15	11	73	100
		公共建築物	3	9	12	10	83.3	100
		民間建築物	1	2	3	1	33.3	100
	不 特 定 の 多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物 百貨店、飲食 店、ホテル・旅 館、映画館、遊 技場、美術館、 博物館、銀行等		4	3	7	4	57.1	85
		公共建築物	2	1	3	2	66.7	100
		民間建築物	2	2	4	2	50.0	85
	特 定 多 数 の 者 が 利 用 す る 建 築 物 賃貸住宅（共同 住宅に限る）、 寄宿舍、下宿、 事務所、工場等		1	1	2	2	100	100
		公共建築物	1	0	1	1	100	100
		民間建築物	0	1	1	1	100	100
	計		9	15	24	17	70.8	95
公共建築物		6	10	16	13	81.3	100	
民間建築物		3	5	8	4	50.0	88	

ウ 要安全確認計画記載建築物（法第7条）

県は、地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送ルート等を指定した平成31年4月1日以降、耐震診断の義務付け対象建築物の精査を進めている。

耐震診断の結果の報告期限である令和3年度末までに所有者が報告できるように、静岡県において診断費用の補助や耐震診断の代理実施を行っている。

耐震診断の結果、耐震性が不足する場合は、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

(3) 町が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

本町では、学校、庁舎等公共建築物の耐震性能を公表するとともに、今後具体的な耐震化の目標と整備プログラムを策定していく。

平成 28 年 4 月に公表した、町が所有する公共建築物（以下「町有建築物」という。）の耐震性能に係るリストでは、平成 28 年 4 月 1 日現在、町有建築物の耐震化率は 100%（静岡県が想定している東海地震に対する耐震化率）である。（表 1-6）

表 1-6 町有建築物の耐震性能

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

建築物の用途 ^{※1}	東海地震に対する耐震性能 を表わすランク ^{※2}				未診断 (解体、用途廃止等)	計
	I		II	III		
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	9 棟	8 棟	4 棟	2 棟	0 棟	23 棟
(2) 多数の者が利用する建築物	2 棟	10 棟			4 棟	16 棟
(3) 町営住宅		1 棟			1 棟	2 棟
(4) その他の主要な建築物					1 棟	1 棟
計	11 棟	19 棟	4 棟	2 棟	6 棟	42 棟
構成割合	26.2%	45.2%	9.5%	4.8%	14.3%	100%
東海地震に対する耐震化率 ^{※3}	71.4%					
(参考)建築基準法上の耐震化率 ^{※4}	80.9%					

※1, 2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものである。

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランク I

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランク I とランク II

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。

町は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このことから、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

住宅については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策や次なる感染症へ備えるため、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、従来より高い耐震性を確保する耐震改修に対して支援を行う。

ア プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表2-1のとおり、県とともに耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。

特に、平成25年の法改正により耐震診断が義務付けとなった建築物（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。））については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められていることから、重点的な措置を講じる。

イ 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

(ア) 住宅（令和3年4月時点）

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の10% 最大25万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1戸当たり120㎡相当分まで)
特例期間	令和3年12月31日までに耐震補強が完了	令和4年3月31日までに耐震補強が完了

(イ) 大規模建築物（令和3年4月時点）

耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2年間1/2）が適用される。

ウ 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

エ 防災・減災強化資金（中小企業のホテル・旅館の耐震化に係る制度融資）

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関の融資利率に対し利子補給を行うなどの優遇を受けられる制度融資（「防災・減災強化資金」経済産業部所管）を行っている。

特に、ホテル・旅館（延べ床面積が 1,000 m²以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。）に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等を更に優遇する制度を設けている。

表 2-1 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の制度概要（令和 3 年 4 月）

区分	【事業名】概要	対象建築物等	補助率			
			国	県	市町	
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 無料の専門家派遣及び耐震診断	昭和 56 年 5 月以前	1/2	3/8	1/8
	補強計画 及び 耐震改修	【木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)】 補強計画と一体的に実施する耐震改修工事 に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に (0.3 ポイント以 上) 向上	30 万円	30 万円	40 万円
		高齢者のみ世帯等への割増助成			10 万円	10 万円
		高い耐震性を確保する耐震改修工事への割 増助成	耐震評点 0.7 未満を 1.2 以上に向上、ほか		15 万円	
	補強 計画	耐震改修工事を実施しなかった高齢者のみ 世帯等への補強計画策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	1/3	1/3	1/3
対象建築物(沿道) 耐震診断義務付け	耐震 診断	【緊急輸送ルート等沿道建築物耐震診断事業】 耐震診断に対する助成(単独要綱)	昭和 56 年 5 月以前 通行障害建築物に限る	1/2	1/2	—
	補強計画 耐震改修 建替え 除却	【要安全確認計画記載建築物の耐震化事業】 補強計画の策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 通行障害建築物に限る	1/2	1/4	1/4
		耐震改修工事・建替え・除却工事に対する 助成		2/5	1/5	1/5
ブ ロ ッ ク 塀	【危険なブロック塀等の除却事業】 除却工事に対する助成	道路等に面する危険なブ ロック塀等			1/4	1/4

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、建築技術者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

県は、建築技術者の技術力向上を図るため、建築関係団体や静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）等と連携して、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っている。

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県では、センター等と協力して建築士等を対象とした講習会を開催している。

特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断の実施及び耐震改修に係る相談等に対応する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した町民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行う。

イ 専門家・技術者向け、県民向け講習会の開催

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について周知啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 建築物以外の事前の対策

過去の震災における被害の状況から、津波対策、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、特定天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。

このため、町は県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

特に、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災地域づくりを推進するため、平成23年12月に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」で規定する警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として指定される「津波災害警戒区域」等の区域内においては、避難路のブロック塀の安全対策や津波避難ビル等の津波に対する安全な構造方法を講ずるよう指導していく。

また、度重なるエレベーター事故の発生や東日本大震災における被害等を踏まえ、平成21年9月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられている。

県では、既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強装置）を進めるため、社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編イ-16-(12)及びロ-16-(12)の4. 事業要件の第8項第一号ホの規定に基づき、既設エレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要がある区域として静岡県全体を指定する。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物や宅地等が被害を受け、早急に余震等による被災建築物等の倒壊等から生ずる二次災害を防止する応急危険度判定の実施が必要と判断される場合は、県及び市町は判定に係る実施本部等を設置し、全国に対し不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会）及び県が令和元年度に策定した「木造住宅の応急修理実施要領」（静岡県）をもとに被災建築物の応急復旧を行う。

(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災場特に重要な既存建築物。
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等
- ・木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・静岡県地震対策推進条例第 15 条第 5 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等の沿道
- ・木造住宅が密集している地区

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る必要がある。

このため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発活動を行うとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

(1) ハザードマップの活用

県では、東海地震又は神奈川県西部地震の被害想定結果やハザードマップ（震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）を、総合防災アプリ「静岡県防災」や県のホームページで公開しており、戸別訪問等の機会を通じて、発生のおそれがある地震の危険性の程度等について周知・啓発し、知識の普及を図る。

町では、松崎町土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、各戸配布して、住民に公表し、周知に努めている。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

町では、産業建設課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に応じている。なお、技術的な相談は県庁又は県土木事務所、家具の固定等については県地域防災センターや各地域危機管理局、契約や金銭上のトラブルについての相談は県民生活センターと連携をとって対応する。

さらに、インターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するための県のホームページ「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について、設計者や施工者ではなく、県民にも分かりやすく解説している。

また、「建築物防災週間」、「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る出前講座や相談会等を実施している。

(3) パンフレットの作成とその活用

町では、広報誌「広報まつぎ」等により木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、県が製作した木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット『『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！』や耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を活用し町民に説明している。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策が必要なことから、県が作成する、地震後の長期にわたる避難生活をイメージできるパンフレットを活用し、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、耐震化の必要性を周知していく。また、自宅で避難生活を送るためには、通常より高い耐震性を確保することが望ましいことをあわせて周知していく。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修の実施にあたっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性と補助制度を周知し、住宅のリフォームとあわせた耐震改修の実施を促進する。

(5) 自主防災組織等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。町内には、35の自主防災組織があり、県と連携して防災知識の普及、防災訓練の実施などの活動を継続的に行っている。

(6) ダイレクトメールや戸別訪問の実施

木造住宅において耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを実施している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、町は県とともに一軒一軒戸別に訪問する「ローラー作戦」を実施している。

今後は、松崎町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化の周知啓発を効果的に実施するとともに、命を守る対策を総合的に推進していくため、アンケート、ダイレクトメール、戸別訪問等により耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かに対応していく。

4 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 本計画の計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(2) その他

- ・本計画は、今後の社会情勢の変化などにより、必要に応じて検証し修正する。
- ・木造住宅の耐震補強工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本町の木造住宅耐震補強助成の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。
- ・耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

資料編

松崎町が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料

各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対する耐震性能		建築物の構造	本県独自の判定基準		
		備考欄		旧基準の建築物	新基準の建築物 (I : 用途係数)	
I	I a	耐震性能が優れている建物。 軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC S SRC CB W	$I_s / E_{T(C_i=1.0)}^{**} \geq 1.25$ 総合評点 ≥ 1.5	I = 1.25
	I b	耐震性能が良い建物。 倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定や、「大規模地震発生直後における施設管理者等による緊急点検に係る指針（内閣府 平成 27 年 2 月策定）」を参考に施設管理者が確認し、判断する。	RC S SRC CB W	$I_s / E_{T(C_i=1.0)}^{**} \geq 1.0$ $1.0 \leq$ 総合評点 < 1.5	I = 1.0
II		耐震性能がやや劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	地震発生直後における施設管理者等による緊急点検に係る指針（内閣府 平成 27 年 2 月策定）」を参考に施設管理者が確認し、判断する。	RC S SRC CB W	$I_s / E_{T(C_i=1.0)}^{**} < 1.0$ かつ $I_s \geq 0.6$ $0.7 \leq$ 総合評点 < 1.0	
III		耐震性能が劣る建物。 倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。		RC S SRC CB W	$I_s / E_{T(C_i=1.0)}^{**} < 1.0$ かつ $I_s < 0.6$ 総合評点 < 0.7	

※ ランク判定では、建築物の重要度係数 C_1 による割増を考慮しない場合 ($C_1 = 1.0$) の静岡県の耐震判定指標値 $E_{T(C_i=1.0)}$ と構造耐震指標 I_s 値との比較 ($I_s / E_{T(C_i=1.0)}$) により判定する。

(注) 壁式鉄筋コンクリート造 (WRC) の中高層建築物の県営住宅は、地盤が良好で公営住宅建設事業者等連絡協議会の耐震診断マニュアルで安全性が確認できればランク Ib とする。

